

Bloomberg データベース利用申し合わせ

平成 25 年 4 月 1 日
神戸大学経営学研究科
経済学研究科
経済経営研究所

(前文)

第 1 条 経営学研究科，経済学研究科，経済経営研究所（以下「関係三部局」という。）が導入した Bloomberg データベースの利用について，以下のとおり申し合わせる。

(利用者)

第 2 条 Bloomberg データベースを利用できる者は次のとおりとする。ただし，学部生には利用を許可しない。

- (1) 関係三部局の所属教員。
- (2) (1)の他に関係三部局及び社会科学系教育研究府に所属し、所属部局長の承認を得た者。
- (3) 関係三部局教員の指示を受けて代理として利用する大学院生，及び事務職員。

(利用場所)

第 3 条 経済経営研究所機械計算室（以下「機械計算室」という。）に設置された Bloomberg 専用端末を利用すること。

(利用申請)

第 4 条 利用を希望する者は，利用申請書を提出して所属部局長の承認を得なければならない。

(データベースの利用)

第 5 条 Bloomberg 専用端末及び Bloomberg データベースの利用については，機械計算室利用規程を遵守する。

- 2 利用者は自身のユーザ ID を作成し，Bloomberg データベースを利用する。教員の代理として利用する者は，当該教員の ID を利用する。
- 3 データベースからダウンロードした情報を利用資格のない者に渡してはならない。その他データベースの利用に関することについて、Bloomberg が定めるサービス条項を遵守すること。
- 4 Bloomberg データベースを用いた研究成果を公表する場合、関係三部局あるいは社会科学系教育研究府に所属している旨を明記しなければならない。

(利用時間)

第 6 条 Bloomberg データベースの利用時間は，機械計算室利用規程が定める利用時間とする。

(利用制限)

第 7 条 日ごとのデータベースのダウンロード制限を超えた場合，対象ユーザの利用を 1 週間停止する。

- 2 次の利用者の待ちがある場合，利用時間を 1 時間以内とする。

(問い合わせ)

第 8 条 Bloomberg データベースを利用する上で不明な点については，各自で Bloomberg サポートセンターに問い合わせる。

附則

この申し合わせは，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。